

令和3年第4回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和3年3月19日（金）午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

委 員	行 合 八恵子	委 員	木 下 えり子
委 員	吉 森 啓 司	委 員	岩 崎 あゆみ
教 育 長	石 井 二三男		

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	長 元 忠	教育総務課長	柴 田 和 人
学校教育課長	本 多 俊 隆	学校給食課長	堀 口 広 正
生涯学習課長	岡 田 恵	生涯学習課課長補佐	福 本 律 子
学校教育課課長補佐	酒 井 成 寿	学校給食課管理係長	渡 邊 英 治
学校教育課教務1係長	濱 中 光 徳	学校教育課教務2係長	宮 口 恵 美
教育総務課総務企画係長	谷 口 哲 也		

5 本会議に付した議題等

(1) 議題

議第8号 臨時代理事項の承認について

(学校給食課)

議第9号 天草市市費負担教職員の給与等に関する条例の制定について

(学校教育課)

議第10号 天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

議第11号 天草市幼稚園預かり保育事業試行実施要綱の制定について

(学校教育課)

議第12号 天草市立図書館長の任命について

(生涯学習課)

(2) 協議・報告

(1) 本渡学校給食センターの建設に係る工事請負契約について

(学校給食課)

(2) 令和3年度天草市立幼稚園学級編制（案）について

(学校教育課)

(3) 要望書について（御所浦中学校スクールバス）

(学校教育課)

(4) 天草市学校施設個別施設計画の策定について

(教育総務課)

(5) 令和3年4月行事予定について

(教育総務課)

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和3年第4回天草市教育委員会定例会を開会する。傍聴人がいないことを確認する。本日は、会議終了後に新和地区にてスクールバス関係の現地視察を予定する。

(2) 前回までの会議録の承認

石井教育長： 前回の会議録であるが、何か意見はないか。なければ、承認してよろしいか。

(全員承認)

(3) 教育長報告

石井教育長： まず、本日執り行われた幼稚園卒園式並びに12日に行われた中学校卒業式へのご協力に感謝する。コロナ禍ではあるが、それぞれの幼稚園、学校で感動的な式典を執り行う事ができたと報告を受けている。また、来週には、小学校での卒業式が控えているので、これについても協力をお願いします。

次に、教職員の人事異動について、先日、教職員の異動を主題とする校長会を実施し、本日8時30分以降にそれぞれ伝えられている。新聞報道の日時については把握していない。

(4) 議題

議第8号 臨時代理事項の承認について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

堀口学校給食課長： 本案は、現在開催中の市議会へ、本渡学校給食センター厨房機器整備に伴う動産の取得について提案させていただく必要があり、臨時代理し承認を求めるものである。

本件は、本渡学校給食センター建設に伴い、最大処理能力4,500食に対応した厨房機器一式を購入するものである。購入の手続きについては、学校給食調理場の厨房機器は、調理場の主要な設備となることから、本市に最適な厨房システム導入をするために、令和元年度に公募型プロポーザルにより、厨房機器納入業者の選定を行っている。そのプロポーザルでは2社からの提案を審査し選定を行った。よって、今回の厨房機器購入については、既に公募型プロポーザルにより契約相手方を選定していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約により購入するものとなる。なお、厨房機器購入については、本体工事と並行しておこなう必要があるため、本体工事の入札契約に合わせ、令和3年2月19日に仮契約を締結している。取得金額は3億5,200万円、契約の相手方は株式会社中西製作所熊本営業所所長福田広氏。予定価格が2,000万円以上となるので、天草市財産条例の規定により今回の市議会での議決を求めるものである。

購入の内容については、たくさんの物品を購入するため、調理場を中心に説明する。

まず、荷受室は、食材を業者から受け取る部屋になる。旧センターと違うところは、泥のついたままでも、農家から直接頂いた根菜等をクリーンに前処理ができるという点で、地産地消の観点からも、新鮮な野菜等を使用できるのではないかと考えている。主な機器は資料を確認いただければと思う。

次に、調理室として、煮炊き調理室、和え物室、アレルギー対応食調理室・盛付室、焼物揚物蒸物室、コンテナプールがあり、旧センターと違うところは、アレルギー対応室が専用で設けられて、今以上に広くなり、調理器具も今以上に便利になるため、各オーダーに対応した物を提供できるようになる。ここで使う購入品としては、スチームコンベクションオープンとか、真空冷却器とかになる。今までとの違いとして電気式フライヤーというのがある。揚物で使うが、今までは油を一回使ったら、廃油として処分をしていたが、今回のフライヤーは、循環式により3回から4回使えるという事で、コスト削減に繋がり、廃油の量も少なくなる。その他の購入品については資料を確認いただ

きたい。

残菜処理室について、学校から帰ってきた残菜を処理したり、下処理室で発生した生ごみが地下ピットを通り、集められて、最後は残菜処理室に行き、集められたものが厨芥処理機に圧送されて、生ごみを脱水し、水分や臭いの少ないおからに近いものにして、排出されるようになる。生ごみが3分の1から5分の1程度に減量される機械が配備され、ごみの減量化、環境面も考慮されている。

今回の施設で特徴的と考えられるところを説明した。

石井教育長： 説明にあった電気式フライヤーというのは、どのあたりに設置されるのか。

堀口学校給食課長： 建物中心部に近い焼物揚物煮物室になる。

石井教育長： この中で特に、新しいセンターでこういうところには工夫した、目玉ですよ、というようところがほかにもあるので紹介いただきたい。

木下委員： 今、何回か言われましたよね。生ごみの減量とか、油が3回使えるとか。今、教育長が言われたように、ほかにも誇れるものがあるか。

長元教育部長： 今、給食の課題として地産地消という課題がある。これまでは、短時間に大量の野菜を調理する必要があるため、冷凍食品等で対応する必要があった。下処理室を広く確保し、自動カッターを導入することで地産地消につなげる取り組みを行う。また、衛生的な水処理施設も導入している。

石井教育長： アレルギー対応も説明を。

堀口学校給食課長： 市では62名のアレルギー食対応を行っており、本施設で29名分に対応する。専用調理室を4部屋設ける。

石井教育長： ほかに質問等ないか。なければ、議第8号について承認してよろしいか。

(全員承認)

議第9号 天草市市費負担教職員の給与等に関する条例の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 本案は、本市の学校における複式学級の解消を目的とし、市費負担教職員を任用するため、市費負担教職員の給与等に関する条例を制定するにあたり、市議会での議決を経るべき議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項9号の規定により、教育委員会の意見を聞かなければならないため、意見を求めるものとなる。

内容について説明する。第1条(趣旨)では、「この条例は、天草市立学校における複式学級の解消を目的として任用する市費負担教職員について、地方自治法第204条第3項及び地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、給与等の額及びその支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。」とし、第2条(給与)では、「市費負担教職員の給与は、給料及び諸手当とする。」と規定している。第3条(給料)、以下手当の種類として、第4条(教職調整額)、第5条(給料の調整額)、第6条(一般職常勤職員の例により支給する諸手当)、第7条及び第8条(特殊勤務手当)、第9条(義務教育等教員特別手当)を規定している。なお、給料や教職調整手当等については、第6条の扶養手当等の諸手当を、本市一般職常勤職員を例に支給することを除き、熊本県教育委員会との協議により、熊本県の臨時任用教職員の例を参考にしている。また、第10条(給与等の減額)以降、第11条(勤務1時間当たりの給与額の算出)、第12条(休職者の給与)、第13条(旅費)、第14条(委任)については、本市一般職常勤職員の例を参考としている。

なお、給料表について案を示してはいるが、県と協議継続中のため、議会提出時には差し替えさせて頂く事をご理解願う。

石井教育長： この条例を制定するに至った経緯を説明願う。

本多学校教育課長： 理由としては、天草小学校での複式学級が見込まれており、今後、他校でも考えられ

ることから、子どもたちの学習機会の保障を目的とする取り組みとして、条例を制定し、教職員を雇用する。

木下委員： 児童の立場からすると、とてもありがたい取組だと思います。

長元教育部長： 天草市では初めての取組だが、市費で先生を任用し、学校現場では他の県費教職員と同じように担任として活動する。このため、各種手当等の対応については、県費教職員同様としている。今日、教育委員会でご承認いただければ、市長部局に報告を行う。条例の制定権は市長に専属するので、実際のクラスの確定に間に合うように、必要な予算と合わせて、臨時議会にお願いして、最終的に条例制定していただく思いである。そして当然、任用をどうするかは、公募とかいろいろな選考方法があるが、今回については時間的余裕が無いというのもあり、小学校の児童にとって不安がないように、天草小学校に勤める先生で、再任用の先生がいらっしゃるので、そのまま天草小学校の先生という形で任用できれば、保護者も児童も不安なくできると考える。議決いただければ、速やかにそういった手続きを考えている。

石井教育長： この件に関しては、事務局で検討を重ねた。条例を作るべきか、規則でいくのか、要綱等でいくのか。また、人はいるのか、あるいは統合との絡みもあるのではないかなども考慮し、現在の提案に至っている。

ほかに質問等ないか。なければ、議第9号について承認してよろしいか。

(全員承認)

議第10号 天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 本案は、令和3年度、本渡中学校に指導教諭職を新たに設置する事としており、そのためには規則の改正が必要であることから提出するもので、改正内容としては、第24条（指導教諭）に「学校に指導教諭を置くことができる。」、「2 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。」との文言の追加、また、第13条（諸表簿）第1項中に「昭和22年文部科学省第11条」を新たに規定し、これらに伴い条文の繰り下げ及び目次を改めている。

石井教育長： まだ内示段階ではあるが、今回の教職員異動によって大矢野中学校から本渡中学校へ指導教諭が赴任されることから、既に県下いくつかの学校で設置されている指導教諭という職を設置するための規則改正となる。

本多学校教育課長： これまで天草管内では、大矢野中学校のみが職の設置をしており、市内の学校には設置されていなかった。今回、本渡中学校に赴任いただく事から、そういった指導教諭の職を設置し、指導をして頂く。

行合委員： 指導教諭として任命されるのはどのような方か。

石井教育長： これは県下で何名かである。だから、学校には校長、教頭、主幹、それから指導教諭と、要するに先生たちの指導を中心にしてやっていくという職である。

吉森委員： 設置されている学校は、規模の大きいところか。

木下委員： 学校には校長、副校長、主幹教諭、教務主任、それと今回の指導教諭。いろいろな職があるので、体制として、それらをまとめる学校運営というのはやはり大変だろうなと説明を聞きながら感じた。

行合委員： 今、マイスターと言われる教員はおられるのか。

木下委員： 道徳の授業のマイスターなど、授業の専門という意味かと。

行合委員： そのマイスターの先生たちも、いろいろと助言されたりすると思うが、それとはまた違うのか。

木下委員： マイスターは専門教科が主になるかと思いますが、で、今回の指導教諭は全ての教員を指導するととらえて良いのかなと感じた。ただ、多くの職種があるから兼ね合いが大変

だろうなど。今回の職もご活躍いただきたいと思う。

石井教育長： ほかに質問等ないか。なければ、議第10号について承認してよろしいか。
(全員承認)

議第11号 天草市幼稚園預かり保育事業試行実施要綱の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 本案は、本市における子育て支援策をさらに充実させる事業「幼稚園における預かり保育」を試行するにあたり、必要な事項を定めるには要綱を制定する必要があることから提案するもので、今年度はコロナ感染症の対応に伴い、試行できなかったが、今年の1月から2月にかけて、1時間の制限時間ではあったものの試行前という形で実施できたので、それを踏まえ、新年度に改めて試行を実施するための要綱制定となる。

内容は、第1条(趣旨)で「この要綱は、子育て支援の一環として、幼稚園における預かり保育を試行的に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。」と規定し、第2条(定義)では、「幼稚園」「園児」「預かり保育」「保護者」の用語を定めている。第3条(預かり保育実施時間)では、実施時間を通常時は教育課程に係る教育時間である午後2時以降からとし、午後4時までの2時間。長期休業中については午前8時30分から午後4時までとしている。以下、第4条で「預かり保育の申込み」、第5条で「預かり保育の決定」、第6条で「預かり保育料の額」について規定している。なお、預かり保育料の額については実費、教材等々の相当費として、園児1人につき通常時は1日あたり100円、長期休業中は400円としている。また、第7条では「預かり保育料の免除」、第8条では「預かり保育料の納入」について規定している。

なお、試行開始日については、現段階で確定する事が難しいため、決定次第報告する。

石井教育長： 質問等はないか。なければ議第11号について承認してよろしいか。
(全員承認)

議第12号 天草市立図書館長の任命について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

岡田生涯学習課長： 本案は令和3年3月31日の任期満了に伴い、天草市図書館条例(平成18年天草市条例95号)第3条に規定する図書館長を新たに任命する必要があるため提案するもので、天草市立中央図書館長に高森敦子氏、天草市立牛深図書館長に坂田文香氏、天草市立御所浦図書館長に森慈英氏、天草市立河浦図書館長に佐々木明子氏を任命する事としている。なお、4名とも現在に引き続きでの再任となる。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員： 毎月配布頂いている図書館だよりだが、それぞれに工夫、個性が見られるので楽しみに拝見している。特に心象に残っているのは、中央図書館だよりに記載されていた高森氏から前中村市長への弔辞で、その文に大変感銘を受けた。また先日は、天草ケーブルテレビにて坂田氏の本の読み聞かせ講座が放送されるなど各図書館長がそれぞれに尽力頂いている事に感謝したい。

石井教育長： ほかに質問等ないか。なければ、議第12号について承認してよろしいか。
(全員承認)

(5) 協議・報告

(1) 本渡学校給食センターの建設に係る工事請負契約について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

堀口学校給食課長： 本件は、先ほどの議案と同時に今回の市議会に提案している。

内容は、令和4年度6月に完成を目指す本渡学校給食センター建設に伴う工事契約であり、議第8号で説明した厨房機器と同じく、今年2月19日に仮契約を締結している。

一つ目が、本渡学校給食センター建築工事で、契約金額は7億7,550万円、契約の相手方は吉永・有江・昭和特定建設工事共同企業体、代表者は南新町の株式会社吉永産業天草支店長吉永禮子氏。二つ目が、本渡学校給食センター電気設備工事で、契約金額は2億2,000万円、契約の相手方は志柿町の西邦電気工事株式会社天草営業所、代表者は所長の岩崎昌昭氏。三つ目が、本渡学校給食センター機械設備工事で、契約金額は5億6,540万円、契約の相手方は九電工・三和特定建設工事共同企業体、代表者は亀場町の株式会社九電工天草営業所長森祐司氏。以上、三事業それぞれ、現在開催中の市議会へ提案している。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ、次へ。

(2) 令和3年度天草市立幼稚園学級編制(案)について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 新期幼稚園学級編制案だが、資料で示す通り令和3年度編制について本渡南幼稚園と本渡北幼稚園では3歳児、4歳児、5歳児でそれぞれ1クラスの計3クラス。亀場幼稚園については3歳児は1クラス、4歳児と5歳児は今年度同様に混合クラスと考えている。今年度と比較すると若干人数は増えているが、来年度についても亀場幼稚園の4歳・5歳児については混合クラスで考えている。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員： 混合クラスについて、今日、亀場幼稚園の卒園式へ伺った際、園長から大変助かりましたとお礼の言葉をいただいたが、今年度と同じように補助の先生は二人配置できるのか。

本多学校教育課長： 配置に関しては、正職員の異動を踏まえて、今年度と同じような形で子どもたちを見守れるような方向で考えたいと思う。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ、次へ。

(3) 要望書について(御所浦中学校スクールバス)

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 本件は、御所浦小・中学校校長及び御所浦外平地区の区長から、御所浦中学校の外平地区の自転車通学生が、令和3年度から小中学校児童生徒の混乗によるスクールバス通学ができるようにとの要望である。

スクールバス運行については、現在、令和元年度から事業者と5年間の契約を結んでいるが、今後については、地域交通も含め協議を進めている。

先に、新和まちづくり協議会からスクールバスに関する要望があり、昨年12月の定例会でご意見をいただいたところである。今回の要望も含め、新和地区、御所浦地区の6km以上の遠距離通学の中学生については、令和3年4月から小学校のスクールバスへの混乗を認めることを考えている。新和地区に関しては、もう少し広い範囲での要望だが、御所浦地区に関しては6km以上の中学生ということで、要望どおりになるという事になる。なお、新和地区の要望にあった、通学距離6km未満の生徒の利用については、他地域にも大きく影響するので、この後、現地を見ていただき、協議を進めていただければと考えている。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員： 混乗を認めるという方向は良い事だと思うし、通学時は学校開始時間が同じなので混乗できると思う。しかし下校については時間が異なる。そこはどのように考えているか。

本多学校教育課長： ご指摘いただいたように登校については問題ないかと思う。ただ、下校については部活動、そもそもの授業時間が違うので難しい点はある。自転車通学とスクールバス利用を選択できるよになると考えていただければと思う。

木下委員： 選択はできるけど、帰りの時間に合わなければ、部活をしている児童生徒は部活がで

きなくなるという事か。

本多学校教育課長： そもそも小学生の下校に合わせたスクールバスを基本としているので、部活の子はできなくなるというよりも、一緒のバスでは帰れないということになる。

長元教育部長： 現状としても、地図を確認いただきたいが、今も遠距離の生徒の送迎は保護者が、軽トラで、帰りは自転車を積んで送迎しているケースもあると聞いている。行きだけでも混乗できないかとの要望に応えることになる。現行から増便すると、他校への影響や、これまでの学校統合に伴ってという前提条件が覆ることになる。小学校はスクールバス、中学校は自転車通学という考え方にも変化がみられることになる。

行合委員： 通学方法を根本的に検討する時期かもしれないと思う。

長元部長： これまでのスクールバスの考え方を根本的に見直すのか、通学の安全確保の責任はどこまで考えるかなど、教育委員会全体で考えていくことが必要と考える。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ、次へ。

(4) 天草市学校施設個別施設計画の策定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 平成25年に国が定めたインフラ長寿命化基本計画に基づき市では公共施設等総合管理計画を策定しており、学校施設環境改善交付金の交付条件ともなることから、今回天草市学校施設個別施設計画を策定した。本日、同計画の冊子を配布したので、詳細については省略するが、教育委員会資料の29ページに本計画の概要を掲載しているので、これにより説明する。

計画期間は、第1期計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間、コスト試算計画を令和4年度から令和44年度までの41年間とし、本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うとしている。

(3) 計画の対象は、小学校17校、中学校13校、市立幼稚園3園の計33施設、126棟としている。(4) 劣化状況調査の結果では、建物の健全度でA→B→C→Dまでの4段階で記載しており、A評価の建物23棟、B評価の建物93棟、C評価の建物10棟、D評価の建物0棟となっている。

(5) 長寿命化による学校施設整備の方針等として、計画的な改修による学校施設の長寿命化の項目で、20年目に大規模改修、40年目に長寿命化改修、60年目に大規模改修を実施し、予防保全型による維持保全を計画している。

(6) 施設の維持・更新コストについては、従来型の場合、41年間の費用の総額は約465億円、年平均約11.4億円、長寿命化型の場合は41年間の費用の総額は約372億円、年平均約9.1億円としており、長寿命化型を実施した場合、約93億円の縮減効果があると試算した。

最後に、本計画の方針に基づき、第1期計画期間の10年間に改修等を実施することになるものを、学校別に小学校14校、中学校11校、市立幼稚園1園としている。

石井教育長： 本件について質問等はないか。なければ、次へ。

(5) 令和3年4月行事予定について

柴田教育総務課長： 定例会資料32ページをお願いします。4月9日には、午前中に市内小学校、午後市内中学校の入学式が予定されている。また、12日には、私立幼稚園の入園式も予定されている。4月22日には、午後2時から教育委員会定例会を予定しているが、同日午後3時30分からは、総合教育会議を庁議室で予定している。

石井教育長： 本件について質問等はないか。なければ次に進む。

(3) その他

石井教育長： 最後にその他として事務局から何かないか。

岡田生涯学習課長： 机上に図書館だよりを配付している。錦戸企業グループ様からの30年にわたって図書購入寄附金をいただいております、熊日緑のリボン受賞の特集を掲載している。

石井教育長： 私から。明日9時30分から十万山スケッチ大会が開催される。雨が心配だが、若山さんたちから直接指導いただける機会である。また、宮地岳かかしの里が20日に開村予定となっている。河浦町で、文化課が行う発掘作業により出土したものについて現地説明会が開催されると聞くので、紹介する。

7 閉会

石井教育長： それでは、以上をもって本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。